

■ 電気供給約款の変更(2023/4/1 付)における新旧対照表

※ (略) については変更なし

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">電気供給約款</p> <p style="text-align: center;">株式会社グランデータ</p> <p style="text-align: center;">[2022年12月1日改訂版]</p> <p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>1 適用</p> <p>2 供給約款の変更 (略)</p> <p>3 定義</p> <p>(1)~(19) (略)</p> <p>(20)再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(21)~(28) (略)</p> <p>(29)平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(30)~(32) (略)</p> <p>4 単位及び端数処理</p> <p>5 実施細目 (略)</p> <p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 供給契約の申込み から</p> <p>12 承諾の限界 まで</p>	<p style="text-align: center;">電気供給約款</p> <p style="text-align: center;">株式会社グランデータ</p> <p style="text-align: center;">[2023年4月1日改訂版]</p> <p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>1 適用</p> <p>2 供給約款の変更 (略)</p> <p>3 定義</p> <p>(1)~(19) (略)</p> <p>(20)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(21)~(28) (略)</p> <p>(29)平均燃料価格算定期間 平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から1月31日までの期間、2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は2月29日までの期間といたします。）、3月1日から3月31日までの期間、4月1日から4月30日までの期間、5月1日から5月31日までの期間、6月1日から6月30日までの期間、7月1日から7月31日までの期間、8月1日から8月31日までの期間、9月1日から9月30日までの期間、10月1日から10月31日までの期間、11月1日から11月30日までの期間または12月1日から12月31日までの期間をいいます。</p> <p>(30)~(32) (略)</p> <p>4 単位及び端数処理</p> <p>5 実施細目 (略)</p> <p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 供給契約の申込み から</p> <p>12 承諾の限界 まで</p>

(略)

Ⅲ 契約種別および料金

13 従量電灯

イ～ハ (略)

ニ 料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および燃料費調整額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。

ホ (略)

14 低圧電力

イ～ハ (略)

ニ 料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および燃料費調整額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。

ホ、ハ (略)

Ⅳ 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期 から

23 延滞利息 まで

(略)

Ⅴ 使用および供給

24 適正契約の保持 から

35 設備の賠償 まで

(略)

Ⅵ 契約の変更および終了

36 供給契約の変更 から

39 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算 まで

(略)

40 解約等

(1) (略)

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、供給契約の解約の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供

(略)

Ⅲ 契約種別および料金

13 従量電灯

イ～ハ (略)

ニ 料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および市場価格調整額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。

ホ (略)

14 低圧電力

イ～ハ (略)

ニ 料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および市場価格調整額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、契約のお知らせおよび重要事項説明書に定める通りといたします。

ホ、ハ (略)

Ⅳ 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期 から

23 延滞利息 まで

(略)

Ⅴ 使用および供給

24 適正契約の保持 から

35 設備の賠償 まで

(略)

Ⅵ 契約の変更および終了

36 供給契約の変更 から

39 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算 まで

(略)

40 解約等

(1) (略)

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、供給契約の解約の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供

給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。

イ～ホ (略)

40 の 2 当社からの中途解約

当社は、解約希望日の 3 ヶ月前までに当社が適当と判断した方法（関係法令等において許容される方法とし、書面を含みますがこれに限りません。）による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。

41 供給契約終了後の債権債務関係

42 反社会的勢力の排除について

(略)

Ⅶ 供給方法および工事

43 供給地点および施設 から

51 専用供給設備 まで

(略)

Ⅷ 保安

52 保安等に対するお客さまの協力 から

56 自家用電気工作物 まで

(略)

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(略)

4 消費税等相当額の税率に関する経過措置

当社が定める電気供給約款における消費税等相当額の税率は以下のとおりとし、経過措置対象料金については、本約款〔2022 年 4 月 1 日改定版〕に記載の金額にかかわらず、旧電気供給約款〔2019 年 9 月 1 日改定版〕に従い算定いたしま

給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを当社が適当と判断した方法（関係法令等において許容される方法とし、書面及び電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）

を含みますがこれに限りません。）により説明いたします。当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。

イ～ホ (略)

40 の 2 当社からの中途解約

当社は、解約希望日の 3 ヶ月前までに当社が適当と判断した方法（関係法令等において許容される方法とし、書面及び電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）を含みますがこれに限りません。）による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。

41 供給契約終了後の債権債務関係

42 反社会的勢力の排除について

(略)

Ⅶ 供給方法および工事

43 供給地点および施設 から

51 専用供給設備 まで

(略)

Ⅷ 保安

52 保安等に対するお客さまの協力 から

56 自家用電気工作物 まで

(略)

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(略)

4 消費税等相当額の税率に関する経過措置

当社が定める電気供給約款における消費税等相当額の税率は以下のとおりとし、経過措置対象料金については、本約款〔2023 年 4 月 1 日改定版〕に記載の金額にかかわらず、旧電気供給約款〔2019 年 9 月 1 日改定版〕に従い算定いたしま

す。

電気供給約款	消費税等 相当額の税率
旧電気供給約款 〔2019年9月1日改定版〕	8パーセント
本約款 〔2022年12月1日改定版〕	10パーセント

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めま

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ただし、関西電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・四国電力送配電株式会社の供給区域内の従量電灯Aのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時（四国電力送配電株式会社の供給区域内は11キロワット時）までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

す。

電気供給約款	消費税等 相当額の税率
旧電気供給約款 〔2019年9月1日改定版〕	8パーセント
本約款 〔2023年4月1日改定版〕	10パーセント

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めま

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ただし、関西電力送配電株式会社・中国電力ネットワーク株式会社・四国電力送配電株式会社の供給区域内の従量電灯Aのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時（四国電力送配電株式会社の供給区域内は11キロワット時）までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の

お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準 から

5 日割計算の基本算式 まで

6 燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を第 13 条のおよび第 14 条のこの料金から差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を第 13 条のおよび第 14 条のこの料金に加えるものといたします。

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準 から

5 日割計算の基本算式 まで

6 市場価格調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均市場価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された市場価格調整額を 13（従量電灯）および 14（低圧電力）の料金から差し引くものとし、(1)イによって算定された平均市場価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された市場価格調整額を 13（従量電灯）および 14（低圧電力）の料金に加えるものといたします。

(1)市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間（(1)ハにて定めます。）中のエリアプライス（適用するエリアプライスは(1)ホのとおりとします。）の合計を当該算定期間中における商品の数により除した値に 1.20（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1 キロワット時当たり 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更す

α、β、γ = 供給区域ごとに以下表に定める係数

＜表は省略＞

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が以下表の基準値 X を下回る場合

＜数式は省略＞

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が以下表の基準値 X を上回る場合

＜数式は省略＞

＜表は省略＞

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

＜表は省略＞

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(1)ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金適用電力量までは、(2)に定める最低料金に適用される燃料費調整単価とします。なお、最低料金適用電力量は、供給区域ごとに以下表の定めのとおりとします。

＜表は省略＞

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、供給地域ごとに以下表に定めるとおりとします。

イ 従量電灯 A の場合

＜表は省略＞

ロ 従量電灯 A 以外の場合

＜表は省略＞

(3) 燃料費調整額の追加調整

当社は、6（燃料費調整）(1)および(2)の定めに従い算出し

る場合がございます。この場合、当社は、当社が適当と判断した方法により通知いたします。

ロ 市場価格調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、供給区域ごとの 1 キロワット時当たりの平均市場価格によって以下のとおりといたします。なお、市場価格調整単価の算定における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。

＜表は省略＞

※基準値 X は、供給区域ごとに下表のとおりとします。

＜表は省略＞

※基準値 X は 1 キロワット時当たりの金額とします。

※当社は、基準値 X を変更する場合がございます。この場合、当社が適当と判断した方法により通知いたします。

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間（下表のとおり）に使用される電気に適用いたします。

＜表は省略＞

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(1)ロ及び(1)ハによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が下表に定める供給区域ごとの最低料金適用電力量以下の場合における市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

＜表は省略＞

ホ エリアプライスの適用

供給区域に応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします。

＜表は省略＞

ヘ 市場価格調整額に対する個別の対応

当社は、(1)ニの定めにかかわらず、当社の裁量により、市場価格調整額について、事前にお客さまに当社が適当と判断した方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

(イ) 市場価格調整額の一部または全部について 13（従量電灯）二および 14（低圧電力）二の料金に加算しないこと

(ロ) 市場価格調整額の一部または全部について分割にて第 13 条の二および第 14 条の二の料金に加減算すること

ト 供給契約が終了した場合における市場価格調整額の取扱い

た燃料費調整額に対し、(3)イにより算定した平均市場価格に応じて、(3)ホに基づき算出する燃料費調整額の追加調整額の加減算（詳細は下表のとおりとします。）を行います。

<表は省略>

※還元基準値 A、追加請求基準値 B は、供給区域ごとに(3)二のとおりとします。

イ 平均市場価格の算定

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間（(3)ハにて定めます。）中のエリアプライス（適用するエリアプライスは(3)へのとおりとします。）の合計を当該算定期間中における商品の数により除した値に 1.20（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1 キロワット時当たり 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更する場合がございます。この場合、当社は、当社が適当と判断した方法により通知いたします。

ロ 燃料費調整額の追加調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの燃料費調整額の追加調整単価（以下「追加調整単価」といいます。）は、供給区域ごとの 1 キロワット時当たりの平均市場価格によって以下のとおりといたします。なお、追加調整単価の算定における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。

<表は省略>

※還元基準値 A、追加請求基準値 B は、供給区域ごとに(3)二のとおりとします。

ハ 追加調整単価の適用

(3)ロにより算定した追加調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する追加調整単価の適用期間に使用される電気に適用いたします。平均市場価格の算定期間に対応する追加調整単価の適用期間は、次のとおりといたします。

<表は省略>

二 還元基準値 A および追加請求基準値 B

当社は、供給区域ごとに下表のとおり還元基準値 A および追加請求基準値 B を定めます。

<表は省略>

※還元基準値 A および追加請求基準値 B は 1 キロワット当たりの金額とします。

※当社は、還元基準値 A および追加請求基準値 B のいずれか、もしくはその両方を変更する場合がございます。その場合、当社が適当と判断した方法により通知いたします。

ホ 燃料費調整額の追加調整額

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない市場価格調整額（(1)へ(ロ)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行調整費額」といいます。）を、(1)二及びへの定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行調整費額を減算する場合で、かつ未履行調整費額が最終の料金金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

(イ) 別途当社が定める時期までに、当社が定める方法にてお客さまに返金いたします。

(ロ) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(1)ト(イ)の返還が行うことができない場合、お客さまに対して当社が適当と判断した方法にて通知することで是正（是正にかかる通知を以下「是正通知」といいます。）を求めるものとします。なお、当社がお客さまに対して是正通知を送付または送信後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該是正通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整費額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

以上

燃料費調整額の追加調整額は、その 1 月の使用電力量に対し(3)ロにより算定した追加調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が(1)二にて定める供給区域ごとの最低料金適用電力量以下の場合における燃料費調整額の追加調整額は、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

ハ エリアプライスの適用

供給区域に応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします。

＜表は省略＞

ト 燃料費調整額の追加調整額に対する個別の対応

当社は、(3)ホの定めにかかわらず、当社の裁量により、燃料費調整額の追加調整額について、事前にお客さまに当社が適当と判断した方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができますものとします。

(イ) 燃料費調整額の追加調整額の一部または全部について燃料費調整額に加算しないこと

(ロ) 燃料費調整額の追加調整額の一部または全部について分割にて燃料費調整額に加減算すること

チ 供給契約が終了した場合における燃料費調整額の追加調整額の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費調整額の追加調整額（(3)ト（ロ）によるものに限り。）の合計金額（以下「未履行追加調整費額」といいます。）を、(3)ホ及びトの定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行追加調整費額を減算する場合で、かつ未履行追加調整費額が最終の料金金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

(イ) 別途当社が定める時期までに、当社が定める方法にてお客さまに返金いたします。

(ロ) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(3)チ(イ)の返還が行うことができない場合、お客さまに対して当社が適当と判断した方法にて通知することで是正（是正にかかる通知を以下「是正通知」といいます。）を求めるものとします。なお、当社がお客さまに対して是正通知を発送または送信後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該是正通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行追加調整費額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

以上